

令和8年2月19日  
政策部水資源対策課  
各項目問い合わせ先  
1 松村、有馬(内線 2831, 2835) ダイヤルイン 087-832-3127  
2 松村、大河内(内線 2831, 2837) ダイヤルイン 087-832-3129

## 香川用水の第二次取水制限の開始に伴う県の対応と 取水制限に対応する市町等の実施状況について

### 1. 香川用水の第二次取水制限の開始に伴う県の対応について

本日、持ち回りで開催しました香川用水取水調整対策連絡会議において、**別紙1**のとおり「香川用水の第二次取水制限時の主な対応」について取りまとめたのでお知らせします。

### 2. 取水制限に対応する市町等の実施状況について

2月19日（木）現在、香川用水の第二次取水制限に対応するための市町等における組織の設置や会議の開催予定及び給水制限の実施予定は、**別紙2**のとおりです。

なお、対応組織の設置や会議を開催していない市町においても、第二次取水制限から順次、ホームページによる節水の呼び掛けなど、節水広報活動を実施予定です。

※香川用水の第二次取水制限の開始に合わせ、知事からのコメントがあります。**別紙3**

## 第二次取水制限時等の主な対応

◎は第二次取水制限からの新たな対応

部局	第一次取水制限時の対応	第二次取水制限時の対応
政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川用水取水調整対策連絡会議」開催</li> <li>・取水制限に対する対策を各所属、市町等に要請</li> <li>・立看板の設置（本庁舎ほか）</li> <li>・県民への節水広報</li> <li>・公用車の啓発プレートによる広報</li> <li>・取水制限に伴う影響の情報収集</li> <li>・水源状況、市町等の体制整備状況の把握</li> <li>・市町等の緊急対策施設整備に対する支援</li> <li>・来庁者、施設利用者等への節水の呼びかけ</li> <li>・指定管理者への節水の協力依頼</li> <li>・施設利用者への節水の呼びかけ</li> </ul>	<p>◎小豆総合事務所等のトイレや洗面所等の水圧調整（所在地の節水状況に関わらず実施）</p> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への節水広報（ラジオ、テレビ、県ホームページ、SNS）</li> <li>・来庁者へ節水の呼びかけ（立看板等）</li> <li>・公共（建築）工事現場における節水の協力依頼</li> </ul>	<p>◎電子掲示板で紙コップ使用等を呼びかけ</p> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
危機管理総局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、消防（局）本部に対し、消防水利の確保及び火災予防広報の徹底を要請</li> </ul>	<p>◎消防学校内の各手洗い場に取水制限に関する貼り紙を貼ることにより、節水を呼びかけ</p> <p>◎消防学校内の8mプールの水をそのまま放水訓練等に使用することにより、水の節約を図る</p> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査受託体制の充実と民間検査機関に対する協力要請</li> <li>・市町、保健福祉事務所等に対し、飲料水水質検査手数料の減免措置を実施する旨を通知</li> <li>・指定管理者に対して、より一層の節水協力を依頼 (公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園)</li> <li>・指定管理者に対し、貼り紙や看板等による施設利用者への周知を依頼 (公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園)</li> <li>・公共工事現場における節水の徹底を通知</li> <li>・瀬戸内海国立公園内園地トイレ（屋島、大崎山等県内7箇所10棟）に節水表示</li> </ul>	<p>◎森林センター管理苗木の灌水を1日2回から1回に制限</p> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>

部局	第一次取水制限時の対応	第二次取水制限時の対応
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>貼り紙や看板により、施設利用者に節水の呼びかけ</li> <li>水道水による洗車や樹木への灌水の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎出先機関等の一部において洗面所等の蛇口の水圧調整、水道の減圧調整、湯沸かし器使用禁止、職員への飲料水持参・紙コップ使用等の周知、さらなる節水の呼びかけ</li> <li>◎取水制限時におけるトイレ等の衛生管理、感染症発生時の対応、飲用井戸水の衛生確保に関する啓発について、保健所へ通知</li> <li>◎住民や関係機関を招集した機会を捉えて節水の呼びかけ</li> <li>◎医療機関立入検査の際に、水の確保について対応状況の確認</li> <li>◎環境・衛生に関し、監視指導の際に、通常の指導に加えて、水の効率的な使用の呼びかけと、衛生確保について指導を行う。</li> <li>◎社会福祉施設等の管理者に対し、入所者が利用する水の確保及び節水を要請</li> <li>◎生活衛生関係営業団体に対して衛生確保の徹底を指導</li> <li>◎県食品衛生協会に対して食品衛生確保の協力依頼</li> <li>◎と畜場設置者に対し、衛生管理に影響のない範囲での節水協力を依頼。</li> </ul> <p>(その他については、これまでの対応を継続して実施)</p>
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い等の蛇口の水圧・水量調整（産業技術センター、計量検定所）</li> <li>施設利用者等に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川、ネクスト香川、F ROM香川、高等技術学校、産業技術センター、計量検定所）</li> <li>指定管理者に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎産業技術センターにおいて、水を一定量使用するような新規の依頼試験や施設利用があった場合には、その実施や利用について依頼者と調整</li> <li>◎手洗い等の蛇口の水圧・水量調整（ネクスト香川・F ROM香川）</li> <li>◎シャワー使用自粛の要請をシャワー室に掲示（ネクスト香川）</li> <li>◎樹木等への散水の抑制、下水処理水利用（ネクスト香川・F ROM香川、高等技術学校）</li> <li>◎高松東ファクトリーパーク立地企業で構成する協議会に対する貯水率の情報提供</li> </ul> <p>(その他については、これまでの対応を継続して実施)</p>
交流推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者に対し、より一層の節水啓発</li> <li>サンポート高松多目的広場・琴弾公園の噴水の停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光関連業界の取水制限による影響の聴き取り調査及び情報の提供</li> <li>◎香川県観光協会へ節水の協力依頼</li> </ul> <p>(その他については、これまでの対応を継続して実施)</p>
農政水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる情報提供、節水栽培・被害防止技術等の周知</li> <li>農協等と連携し、農業者への節水栽培・被害防止技術等の周知</li> <li>農業用ため池の貯水状況について、月1回から月2回の調査に変更し、的確に把握</li> <li>市町、香川用水土地改良区等関係団体に対し、適切な水管理と情報の提供や収集、ため池の貯水確保の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎香川用水土地改良区等に対して、適切な配水管理の要請</li> </ul> <p>(その他については、これまでの対応を継続して実施)</p>

部局	第一次取水制限時の対応	第二次取水制限時の対応
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者に節水の呼びかけ</li> <li>公共工事現場における節水の徹底を通知</li> <li>道路工事で水を利用する場合は、井戸水、下水処理水の利用を検討するよう事務所を通じて、業者に対し要請する。</li> <li>県内ダム管理情報の提供と、利水者への節水を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>大東川、金倉川浄化センターで下水処理水を一般開放（平日 8:30～17:00、無料）</li> <li>サンポート高松ハーバープロムナードの噴水施設の停止</li> </ul> </li> <li>県営住宅の団地自治会を通じ、入居者に節水協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎高松港管内の船舶給水の節水の呼びかけ</li> <li>◎さぬき空港公園、香西西地区港湾緑地の植栽等の散水に水道水以外を利用</li> </ul> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
病院局	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立病院での節水の呼びかけ</li> <li>公用車の洗車制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県立病院での節水の呼びかけの強化</li> <li>◎県立病院での自動散水設備の調整</li> </ul> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者や生徒等に対して節水の呼びかけ</li> <li>施設等の洗面所、トイレ等に節水表示</li> <li>施設等のトイレや洗面所等の蛇口の水圧調整、水量調整</li> <li>水道水による灌水や、散水の制限</li> <li>水道水による公用車の洗車を制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎施設利用者や生徒等に対する節水の呼びかけの強化</li> <li>◎施設等のトイレや洗面所等の蛇口の水圧調整、水量調整の強化</li> <li>◎水道水による公用車の洗車を自粛</li> </ul> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水制限等に関する情報収集</li> <li>各所属に対して節水の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎警察施設内における節水の徹底を指示</li> </ul> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
全庁共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対して節水の徹底や、電子掲示板による啓発</li> <li>トイレ洗面所等の水圧調整（順次実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎紙コップ使用を呼びかけ</li> </ul> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>

香川県広域水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会を設置</li> <li>節水広報等への取り組み</li> <li>工業用水受水企業への情報提供や節水の協力依頼</li> <li>節水を呼びかける懸垂幕等の設置</li> <li>企業団公用車への節水啓発ステッカー取り付け</li> <li>企業団ホームページによる渴水情報提供、節水の呼びかけ</li> <li>企業団公用車の洗車自粛</li> <li>日常生活に影響ない範囲での減圧給水（旧高松市） 270KPa → 250KPa</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎自己処理水源の有効活用や節水啓発の強化</li> </ul> <p>（その他については、これまでの対応を継続して実施）</p>
------------	---	---

## 別紙2

## 取水制限に対応する市町等の実施状況

令和8年2月19日現在

## ①取水制限に対応するための組織の設置及び会議の開催状況

市町等	名称	設置・開催日時
高松市	高松市渇水対策班長・副班長会	令和8年2月9日 9時開催 第二次取水制限開始日 会議開催予定
丸亀市	丸亀市渇水対策本部準備会	令和8年2月9日 9時開催 第二次取水制限開始日 会議開催予定
坂出市	坂出市渇水対策本部準備会	令和8年2月16日 9時開催
善通寺市	善通寺市渇水対策本部準備会議	第二次取水制限開始に併せ開催予定
観音寺市	観音寺市渇水対策委員会	令和8年2月9日 9時開催
さぬき市	さぬき市渇水対策本部準備会議	第二次取水制限開始に併せ設置予定
東かがわ市	東かがわ市渇水対策委員会	第二次取水制限開始に併せ開催予定
三豊市	三豊市渇水対策委員会	令和8年2月9日 9時開催
三木町	なし	なし
宇多津町	宇多津町渇水対策連絡会議	令和8年2月9日 9時開催
綾川町	なし	なし
琴平町	なし	なし
多度津町	なし	なし
まんのう町	なし	なし
企業団	香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会	令和8年2月9日 9時 第一回会議開催 第二次取水制限開始日 第二回会議開催予定

## ②取水制限に伴う給水制限の実施状況

実施主体	区域	内容
企業団	旧高松市(牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、国分寺町を除く高松市区域)	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 270kPa→250kPa

※ 土庄町、小豆島町、直島町、まんのう町は、香川用水から水道用水を受水していない。

※ 下線は今回からの追加箇所

## 香川用水の第二次取水制限についての知事コメント

2月20日から、香川用水において、第二次取水制限に入ります。

この時期に第二次取水制限に入ることは異例のことであります。

県民の皆様の生活や経済活動には、県内自己水源(ダムや河川、地下水など)を有効に活用することによって、ただちに大きな影響はないと考えていますが、水は限りある資源であり、今後も、1ヶ月程度は、降水量の少ない状態が続く見込みであることから、予断を許さない状況であります。

県民の皆様には、水を大切に使っていただくとともに、より一層の節水に努めていただけますようお願いします。